第四条の四中「左に」を「次に」に改め、同条第六号中「第五条の三各号」を「第十三条各号」に改め、同条を第七条とする。

第四条の三第一項中「左に」を「次に」に改め、同条を第六条とする。

第四条の二中「左に」を「次に」に改め、同条を第五条とする。

別表第一備考中「左の」を「次の」に改める。

別表第二中「第六条」を「第十四条」に改める。

別表第三を削る。

別表第四中「第六条」を「第十四条」に改め、同表を別表第三とする。

別表第五中「第六条」を「第十四条」に改め、同表を別表第四とする。

別表第六中「第十四条」を「第二十条」に改め、同表を別表第五とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「第五条第四号」を「第十一条第四号」に改める。

国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　菅　直人

省　令

○総務省・経済産業省令第一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）を実施するため、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月十六日

総務大臣　原口　一博
経済産業大臣　直嶋　正行

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令の一部を改正する省令

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第十四条第一項に規定する指定調査機関を指定する省令（平成十八年総務省・経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

「財団法人日本適合性認定協会（平成五年十一月一日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人日本適合性認定協会（平成五年十一月一日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第二十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月十六日

法務大臣　千葉　景子

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項及び第四十二条の二中「及び神戸地方法務局」を「、神戸地方法務局及び熊本地方法務局」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年七月二十日から施行する。

○農林水産省・経済産業省令第三号

商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号、第三百四十二条第一項及び第三百四十九条第一項の規定に基づき、商品取引所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月十六日

農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行

商品取引所法施行規則の一部を改正する省令

商品取引所法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第百六十七条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二中部大阪商品取引所の項を次のように改める。

中部大阪商品取引所	貴金属市場	金	百枚
	石油市場	ガソリン	五十枚
		灯油	五十枚
		軽油	五十枚
	六百枚		
	五千枚		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第八十二号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年七月十六日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第四十二号を削り、第四十三号を第四十二号とし、第四十四号から第九十九号までを一号ずつ繰り上げる。

○総務省・経済産業省告示第一号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第十八条第二項の規定に基づき、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関から名称の変更の届出があったので、同法第十八条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十二年七月十六日

総務大臣　原口　一博
経済産業大臣　直嶋　正行

一　指定調査機関の名称

変更後	変更前
公益財団法人日本適合性認定協会	財団法人日本適合性認定協会

二　変更年月日

平成二十二年七月一日